

試掘調査仕様書

試掘調査は「新潟市下水道工事施工管理の手引き」によるもののほか、この仕様書により行うものとする。

1 準備

- (1) 請負者及び受託者（以下「請負者等」という。）は契約締結後速やかに監督員と打合せを行うものとし、調査着手前までに「緊急連絡先届け」を監督員に提出すること。
- (2) 予想される地下埋設物管理者及び所有者（以下「管理者等」という。）から管理図及び導管図等（以下「管理図等」という。）を入手し、事前に平面図に記載したもの（以下「事前平面図」という。）を監督員及び管理者等に提出し確認を受けること。
- (3) 調査は設計図書を原則とするが、事前平面図により箇所数や範囲について監督員が必要と認めた場合はその指示によること。
- (4) 調査にあたり管理者等から防護等の指示を受けた場合は監督員に報告し、その指示によること。
- (5) 調査着手の最低2週間前までには自治会長及び沿線住民に文書による周知を行うこととし、配布前に監督員に提出し確認を受けること。

2 調査

- (1) 掘削は管理図等や事前平面図を過信することなく慎重に行い、事故対策を万全に行うこと。
- (2) 調査時には管理者等の立会いを求め、管類等を露出した状態で確認を受けること。
- (3) 管理図等に記載されていない管類等を発見した場合は、単に不明管として処理するのではなく、追跡調査等を行い管理者等を明確にすること。
- (4) 万一の事故発生に備えて、現場内には常に緊急連絡先届け、止水器具、麻袋、赤旗、消火器、バリケード、ロープ等を用意しておくこと。
- (5) 万一事故が発生した場合は、緊急連絡先届けに記載してある監督員及び関係機関に速やかに連絡し迅速な現場対応を行うこと。
- (6) 作業中は交通渋滞を招かないように通過車両を的確に誘導すること。

3 復旧

- (1) 復旧にあつたては後日沈下しないよう入念に仕上げること。
- (2) 調査は掘削した日に仮復旧まで完了させること。
- (3) 本復旧の時期については監督員と協議して決定すること。

- (4) 舗装工は段差が生じないように施工すること。
- (5) コア採取箇所は10箇所以上を原則とするが、復旧断面の相違等これによらない場合は監督員と協議すること。
- (6) 埋設物件の位置はオフセットで記録しておき本復旧後に色付ピンを打設し、後日確認できるようにしておくこと。

4 試験

- (1) 掘削土の代表的な土質が砂、砂質土及び礫質土の場合は、土の粒度試験（JIS A1204）とCBR試験（JIS A 1211 締固めた土のCBR試験）を行うこと。
- (2) 上記の試験は同一土質について3個以上行うことを原則とするが、既存の柱状図などにより監督員が必要と認めた場合はその指示によること。
- (3) 試験結果は履行時に監督員に3部提出すること。

5 調査成果品

成果品はA4ファイル版とし調査概要書、成果図、写真で構成し履行時に3部提出すること。

また、図面デジタルデータ（CD-R）を監督員の指示により提出する。

- (1) 調査概要書には以下の事項を記載すること。
 - 1) 工事（委託）番号、工事（委託）名、請負者等の名称、社印
 - 2) 担当者名及び連絡先（電話番号）
 - 3) 調査位置図（縮尺10,000分の1）
 - 4) 調査年月日
 - 5) 管理者等立会い名簿
- (2) 成果図は下記のとおりとする。
 - 1) 平面図（縮尺100分の1～500分の1）
 - ア) 調査位置を記載し、同一管路は調査箇所間を下記の色線で結ぶこと。

埋設物件	着色	埋設物件	着色
電話線	赤	送油管	黄
電力線	橙	工業用水管	灰
上水道管	青	下水道管	茶
ガス管	緑		

- イ) 埋設物件、管径、管種を記載する。
 - 記入例 上水道管φ150mmVP管 →Wφ150VP
 - ガス管φ250mm 鑄鉄管 →Gφ150DIP

2) 詳細平面図（縮尺 200 分の 1）

- ア) 人孔設置箇所や埋設物件が輻輳している箇所等について監督員と協議のうえ作成すること。
- イ) 埋設物件の色線及び埋設物件の名称、管径、管種は平面図に準じて記載すること。

3) 横断面図（縮尺 50 分の 1）

- ア) 埋設物件の標高とその位置の道路地盤高を記載すること。
- イ) BMは監督員の指示によること。
- ウ) 地下水がある場合は水位を記載すること。
- エ) 埋設物件の色線及び埋設物件の名称、管径、管種は平面図に準じて記載すること。

(3) 写真

写真は下記について調査箇所ごとに撮影することとし、着手前、竣工及び掘削から復旧までの段階ごとの写真（以下「工事写真」という。）と埋設物件の名称、管径、管種、位置、深度を黒板等に記載し、スタッフ及びリボンテープなどで埋設物件の位置が明確にわかる写真（以下「成果写真」という。）は別々に編集整理すること。

なお、工事写真の路盤工及び舗装工は撤去、復旧時の厚さ、範囲の写真も撮影すること。

また、写真類の保存期間は工事写真にあっては1年、成果写真は3年とし発注者から提出依頼があった場合には速やかに提出できるようにしておくこと。

6 瑕疵

- (1) 仮復旧から本復旧までと本復旧から2年の期間は瑕疵担保期間として請負者等の責任において良好な維持管理を行うこと。
- (2) 上記において施工上及び維持管理上の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は請負者等が責任をもって補償を行うこと。

7 疑義

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じたときは監督員と請負者等で協議のうえ決定する。

8 一般事項

本仕様書は平成23年4月1日から施行する。

横断面図 作成例

